

内閣府設置法の一部を改正する法律案の概要

平成23年2月
内閣府地域主権戦略室

1. 改正内容

「地域自主戦略交付金」の創設に伴い、内閣府設置法に必要な所掌事務を追加するものである。

2. 施行期日

平成23年4月1日

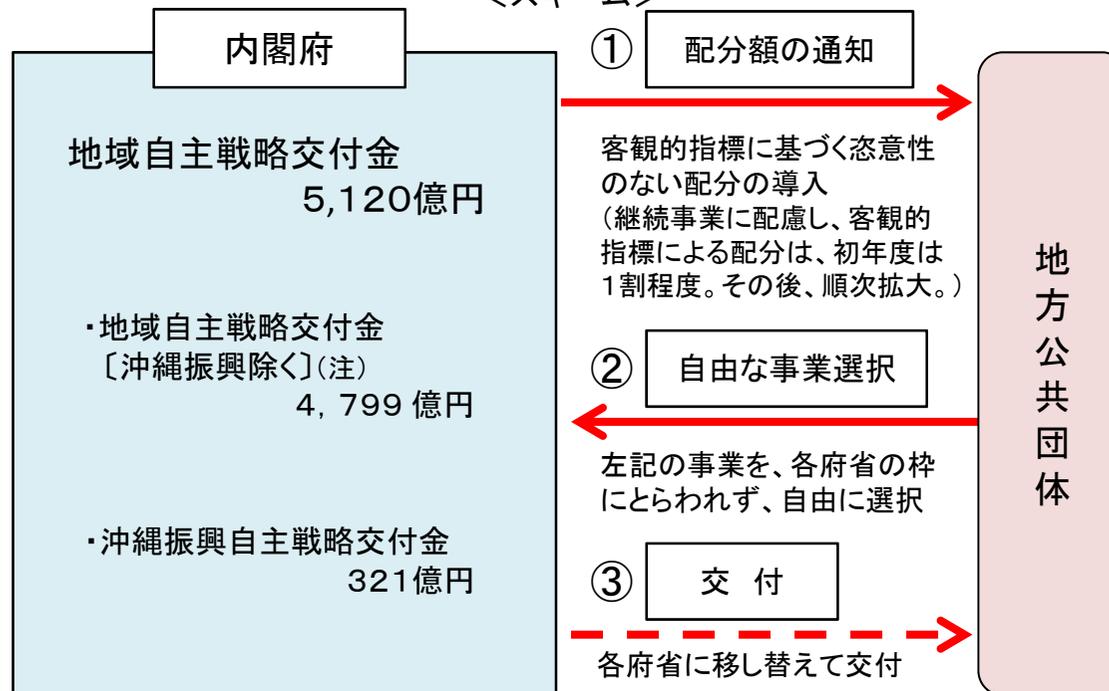
(参考) 地域自主戦略交付金の概要

- 「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための「地域自主戦略交付金」を創設。
- 平成23年度は、第一段階として都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施。

<対象事業>

- ・社会資本整備総合交付金の一部
(国土交通省)
- ・農山漁村地域整備交付金の一部
(農林水産省)
- ・水道施設整備費補助 (厚生労働省)
- ・交通安全施設整備費補助金の一部
(警察庁)
- ・学校施設環境改善交付金の一部
(文部科学省)
- ・工業用水道事業費補助 (経済産業省)
- ・自然環境整備交付金の一部 (環境省)
- ・環境保全施設整備費補助金 (環境省)
- ・消防防災施設整備費補助金 (総務省)

<スキーム>



(注)このうち、北海道分269億円程度、離島分103億円程度、奄美分33億円程度。
なお、金額は配分予定額の一部。用途は、他地域と同様、地域自主戦略交付金の対象事業の全てである。